

令和 8 年度 着手

**鯖江第3地区 農業用用排水施設事業 計画概要書**

**【農村振興総合整備統合補助事業】**

事業主体 鯖江市

## 第1章 目的

本地区では、昭和40年代を中心に圃場整備が行われたが、整備後40年近くが経過し老朽化が進み、補修等による管理費が増大している状況である。

また、老朽化により破損や漏水等が発生しているため、営農面で支障が発生している。よって、農業経営が圧迫されていることから、改修を行い維持管理費の低減及び農業経営の安定化を図る。

## 第2章 地域の所在及び現況

### 第1節 地域

鯖江市：鳥井町・下野田町・小泉町・石田上町・石田中町・西番町・中野町・川去町・平井町・石生谷町・持明寺町・上河端町・下河端町・長泉寺町

### 第2節 地積

事業名 地目 市町村名	農業用用排水施設						備考
田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)	非農用地 (ha)	道水路敷 (ha)	計 (ha)		
鯖江市	83.9	—	—	—	—	83.9	
計	83.9	—	—	—	—	83.9	

※用水受益；67.4ha・排水受益；36.8ha(用水重複受益；20.3ha)

### 第3節 現況

#### 1. 気象

観測所名	福井観測所	かんがい期	非かんがい期	計または平均 (年間)
観測期間	H 23～R 2	5月～9月	10月～4月	
平均気温(℃)		23.8	8.9	15.1
平均降水量(mm)		194	207	202
平均降水量日数(日)		11	17	15
根雪期間		12月～3月		日間
無霜期間		4月～11月		日間
最多風向	S(7～8月)	最大風速		21.8 m/s

## 2. 地 形 地 質

本地区は鯖江西部・東部に位置する、傾斜1/15～1/1500(日野川・神通川・浅水川・鞍谷川沿いやの主傾斜1/1500・下新庄の主傾斜1/15)の傾斜地で、地質は粘質の沖積層の堆積物からなる。

## 3. 水 利 状 況

農業用水路は一級河川日野川や一級河川浅水川・鞍谷川から取水し、用水路から経由して灌漑している。また、農地の排水は地区内の排水路を通り神通川や一級河川穴田川・鞍谷川に排水されている。

用水路は整備後、整備後40年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい上、揚水ポンプの性能が低下し、営農に支障が生じている。また、流水の磨耗等により、骨材が露出し、一部破損や欠損も発生し、目地が開き漏水が発生している状況で、農業用水の安定供給に支障をきたし、企業的経営の展開が困難となっている現状である。よって、用水路の不備を改修する必要がある。

また、排水路は、整備後40年が経過し、施設の破損やアーム柵工のパネルから法面からの吸い出しを受け法面浸食や排水路内に土砂が堆積し、維持管理に多大な費用を費やしている。よって、排水フリュームに改修することで、湛水被害の解消を図り、農業経営の安定化を図る。

## 4. 営 農 状 況

本地区では集落営農組織の他、認定農業者により、水稻、大麦、そばを中心とする営農を行っている区域である。農地保全に対する意欲が高いが、農家の高齢化が進行していると同時に、施設の経年劣化が進行しており、営農労力に時間を費やしていることから、耕作放棄地に繋がることが懸念されており、地区の農地保全を見据えた対策が必要である。

## 5. 地域環境の概略

本地域は鯖江市西部・東部に位置する田園地帯で、カワニナ・ヒメタニシ・オニヤンマ(幼虫)・コサナエ(幼虫)・シオヤトンボ(幼虫)等が水路に生息している、豊かな自然環境を有した地域である。

### 第3章 基本計画

#### 第1節 計画の要旨

##### 1. 要旨

本事業により農業用用水・排水施設の老朽化が進行し、破損や漏水等が発生しているため、営農面で支障が発生し、維持管理費についても増加しているため、農業経営が圧迫されていることから、改修を行う。

##### 2. 事業別面積

土地利用区分 事業目的	農業用用排水施設					計 (ha)	備考
	旧田 (ha)	新規田 (ha)	輪換耕地 (ha)	普通畑 (ha)			
用 水 改 良	67.4					67.4	
排 水 改 良	36.8					36.8	
計	104.2					104.2	

※用水受益；67.4ha・排水受益；36.8ha(用水重複受益；20.3ha)

#### 第2節 営農計画

安全な食料の供給、品質・価格の競争時代に対応するため、営農の合理化及び生産性の向上を図り、良質・低コスト米づくりや大麦・そばを中心とした水田農業の確立に努める。

#### 第3節 環境との調和への配慮

排水路の施工に際して、本地区に生息する両生類や魚介類等を、施工範囲外への移動に留意して施工を行い、生態系の保全に努める。

## 第4節 計画基本事項

### 1. 農業用用排水施設事業

#### ア) 用 水 計 画

かんがい期間 ----- 4月26日～9月30日 (代かき期 4月26日～5月3日)

日減水深 ----- 代播期減水深 : 18mm

管理減水深 : 18mm

用 水 量 -----  $Q$  (代播期最大) = 0.022 ~ 0.252  $m^3/s$

$q$  (普通期最大) = 0.017 ~ 0.214  $m^3/s$

#### イ) 排 水 計 画

確率日雨量 ----- 1/10 (151.3mm) 1/2 (99.0mm)

単位排水量 -----

合理式 平地 :  $Q = 3.86 m^3/s/km^2$   $q = 2.53 m^3/s/km^2$

宅地 :  $Q = 6.43 m^3/s/km^2$   $q = 4.21 m^3/s/km^2$

山地 :  $Q = 6.43 m^3/s/km^2$   $q = 4.21 m^3/s/km^2$

全 排 水 量 ----- 1/10 (1.446 ~ 0.012  $m^3/s$ )

1/2 (0.946 ~ 0.008  $m^3/s$ )

## 第4章 工事又は管理の要領

### 第1節 工 事 の 内 容

#### 1. 農業用用排水施設事業

用 水 路 1 ----- ライニング工法  $L=199.3m$

用 水 路 2 ----- ライニング工法・現場打L型水路布替 ( $B300 \times H300$ )  $L=150m$

用 水 路 3 ----- ベンチチューム (BF-500)  $L=155m$

用 水 路 4 ----- ベンチチューム (BF-400)  $L=242m$

用 水 路 5 ----- ベンチチューム (BF-400)  $L=267m$

用 水 路 6 ----- ベンチチューム (BF-400)  $L=392m$

用 水 路 7 ----- 揚水ポンプ  $\phi 200-18.5kw$  1基

用 水 路 8 ----- ライニング工法  $L=713m$

用 水 路 9 ----- ライニング工法  $L=752.9m$

用 水 路 10 ----- 現場打L型水路布替 ( $B350 \times H350$ )  $L=268m$

用 水 路 11 ----- フリューム ( $H500 \times B800$ )  $L=130m$

排 水 路 1 ----- 排水フリューム ( $H500 \times B500$ )  $L=150m$

排 水 路 2 ----- 排水フリューム ( $H600 \times B600$ )  $L=161m$

排 水 路 3 ----- 排水フリューム ( $H600 \times B600$ )  $L=230m$

排 水 路 4 ----- 排水フリューム ( $H400 \times B400, H600 \times B600$ )  $L=228.1m$

排 水 路 5 ----- 排水フリューム ( $H500 \times B500$ )  $L=145m$

排 水 路 6 ----- 排水フリューム ( $H500 \times B500$ )  $L=204m$

排 水 路 7 ----- ライニング工法  $L=380m$

排 水 路 8 ----- 排水フリューム ( $H600 \times B500$ )  $L=260m$

### 第2節 予 定 工 期

令和 8 年 ~ 令和 13 年

### 第3節 管 理 の 要 領

本事業により設置された農業用用排水施設は、鯖江日野川西部土地改良区・鯖江東部土地改良区・鯖江河端土地改良区・立待吉江土地改良区が管理する。

第5章 換地計画の要領  
第1節 換地計画樹立の必要性

該当なし

第2節 換地計画樹立の基本方針  
1. 従前の土地の地積の基準

該当なし

2. 農用地集団化の方法

該当なし

区分 換地区	地帯別 グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり 目標団地数	区画畔の 取り扱い

3. 非農用地の換地方針

該当なし

4. 清算の方法

該当なし

第3節 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入に係る地積

該当なし  
単位:ha

区分 用途	機能交換に係る土地				一般 国有地	合計
	国有地	県有地	市町村有地	計		
計						

第4節 換地処分の時期に関する特則

該当なし

## 第6章 費用の概算

令和7年度価格

区分	事業費	総事業費	備考
農業用用排水	413,000	413,000	
計	413,000	413,000	

## 第7章 効用

【農業用用排水施設事業】

令和7年度価格

区分	年総効果額 (便益)	年増加農業所得額	備考
食料の安定供給の確保に 関する効果	32,926	8,465	総費用総便益比 : 1.18
作物生産効果	31,261	—	総所得償還率 : 15.5 %
営農経費節減効果	2,142	—	増加所得償還率 : — %
維持管理費節減効果	△ 477	8,465	
農村の持続的発展に 関する効果	—	—	
農村の振興 に 関 す る 効 果	—	—	
多面的機能の發揮 に 関 す る 効 果	1,644	—	
景観・環境保全効果	1,644	—	
その他の効果	7,675	—	
国産農産物安定供給効果	7,675	—	
計	42,245	8,465	

## 第8章 他の事業との関連

該当なし

## 第9章 計画概要図

別添図面参考

# 事業の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

## 1 事業費の負担区分の予定

### 1) 総 事 業 費

・農業用用排水 413,000 千円也 [ 事業費 413,000 ]  
千円也 [ 事務費 0 ]

### 2) 負 担 区 分

#### 【農業用用排水施設事業】

(千円)

区 分		補 助 率	金 額	計
国 庫 捧 助	事 業 費	50.00 %	206,500	206,500
	事 務 費	— %	—	
県 費	事 業 費	20.00 %	82,600	82,600
	事 務 費	— %	—	
分 担 金	鯖 江 市	事 業 費	29,100	29,100
	鯖江日野川西部土地改良区	事 業 費	29,100	
分 担 金	鯖 江 市	事 業 費	17,700	17,700
	鯖江東部土地改良区	事 業 費	17,700	
分 担 金	鯖 江 市	事 業 費	7,950	7,950
	鯖江河端土地改良区	事 業 費	7,950	
分 担 金	鯖 江 市	事 業 費	7,200	7,200
	立待吉江土地改良区	事 業 費	7,200	
計				413,000

## 2 地元負担の予定基準

地 積 割 に 賦 課 す る

## 3 負 担 団 体

鯖 江 市

鯖江日野川西部土地改良区

鯖江東部土地改良区

鯖江河端土地改良区

立待吉江土地改良区

鯖江第3地区 農村振興総合整備統合補助事業 によって造成された施設の予定管理方法

1 管理者

立待吉江土地改良区

2 管理すべき施設の種類

種類	名称	位置	施設の規模	備考
揚水機場	西番揚水機場	鯖江市西番町	φ200*18.56kw*1.11m/min*11m	

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

本地区における農業用水は一級河川浅水川から取水し、揚水機にて地区内をかんがいする。

4 管理に要する費用の概算

(1) 費用の概要

種類	年間維持管理費	耐用年数	耐用年数間の合計	10年当たり負担額	備考
揚水ポンプ	985千円	20	19,700千円	4,852円	A= 20.3ha

(2) 負担の方法

受益の地積割りに賦課する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

施設の管理は立待吉江土地改良区が定める管理規定に基づいて行う。

# 一 定 地 域 調 書

# 一定地域調書

【農業用用排水施設事業】

鰐江第3地区

市町村	大字	字	地域								
鰐江市	鳥井町	6	4-2	10-3	10-4	10-5	10-6	11-1	11-2	14-2	14-3
		11	2	6-1	10	11	12-1	12-2	12-3	12-4	12-5
			12-6	12-7							
		13	1-1	2-1	3-7	4-1					
		14	1-1	2-1	3-1	3-2	6-1				
		16	1	2-1	3-1	4	5				
		18	2	3	4	5	6-1	7	8-1	8-2	9
			10								
		19	1-1	1-2	2	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3	5-1
			5-2	6-1	6-2	6-3	6-4	7-1			
		20	1-1	2	3	4-1	4-2	4-3	4-4	4-5	4-6
			6-1	7	8						
		21	1-1	2-1	2-2	3-1	4-1	5-1	6-1	7-2	7-3
			8-1	9-1	9-2						
	下野田町	7	6-2	6-4	6-9	8-1	8-2				
		22	1-1	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4-1	4-3
			5-1	5-2	5-3	6-3	7-1				
小泉町	1	2	3	7-1	7-2	7-3	7-4	7-5	7-6	8	
	2	1-3	1-4	2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4	
		5-1	5-2	6							
	3	2	3-1	3-2	4-1	4-2	4-3	5-1			
石田上町	3	10									
	6	1	2	3	4-1						
	7	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	4-1	
		4-2	7-3	7-4							
	10	3	4								
	11	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	
	13	1-4	2	3-1	3-2	4	6-1	7	8-1	8-2	
		9	11	12-1	12-3	13-1					
石田中町	1	10	11-3	11-4	11-5	11-6					
	5	9-1	9-2								
	6	7	8								
西番町	6	32	33-1	33-2	34	35	36	37	38	39-1	
		40	41	42							
	7	1	2	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	3-7	
		3-8	3-9	3-10	4	5	6	7	9-1	9-2	
		10	11	12							
	8	35	37-1	38-1	39-1	40-1	42-1	43-1			
	9	12	13	14							
	10	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	2	3-1	3-2	
		3-3	3-4	3-5	3-6	4	5-1	7	8	9	
		10	11								
	11	1	2	3	4	5	7	8	9	10-1	
		10-2	10-3	10-4	10-5	10-6	10-7	10-8	11		
	12	1	2	3	6-1	6-2	6-3	6-4	6-5	7	
		8-1									
	15	21	22	23	24	25					
	18	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8	1-9	
		1-10	1-11	2	4	5	6-1	7-1	8-2	9	
		10	11-1	11-2	13	14					
	19	17	18	19	20	21	22	23	25-1		
中野町	206	1	2	3	4-1	4-2	5	6-1	6-2	7	
	207	1	2	3	4	5-1	5-2	6	7	8	

## 一 定 地 域 調 書

## 【農業用排水施設事業】

### 鯖江第3地区